

令和5年(フ)第7859号

神奈川県川崎市高津区久地2丁目1-1-202

破産者 町田 匠子

- 1 決定年月日 令和6年2月22日
- 2 主文 本件破産手を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和5年(フ)第154号

三重県津市大門7番15号

破産者 株式会社共栄フードサービス

- 1 決定年月日 令和6年2月22日
- 2 主文 本件破産手を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

令和5年(フ)第38号

京都府福知山市土師新町3丁目48番地

破産者 株式会社Sirius

- 1 決定年月日 令和6年2月22日
- 2 主文 本件破産手を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所福知山支部破産係

令和5年(フ)第1574号

札幌市白石区東札幌2条6丁目4番15号

破産者 アドバンスセキュリティ株式会社

- 1 決定年月日 令和6年2月26日
- 2 主文 本件破産手を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第4部

令和5年(フ)第1461号

さいたま市南区太田窪1696番地1

破産者 有限会社ランクアップ(パタタベイス)

- 1 決定年月日 令和6年2月26日
- 2 主文 本件破産手を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和5年(フ)第564号

埼玉県春日部市豊野町1丁目8番地11

破産者 株式会社Sunbells

- 1 決定年月日 令和6年2月26日
- 2 主文 本件破産手を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和5年(フ)第325号

千葉県我孫子市中峠1697番地の11

破産者 原田真美子

- 1 決定年月日 令和6年2月26日
- 2 主文 本件破産手を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和5年(フ)第548号

千葉県柏市あかね町4番6号

破産者 善伸産業株式会社

- 1 決定年月日 令和6年2月26日
- 2 主文 本件破産手を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和5年(フ)第814号

千葉県松戸市五香六実270番地の109 ブルー
ハイツ202

破産者 株式会社きこのこ

- 1 決定年月日 令和6年2月26日
- 2 主文 本件破産手を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和5年(フ)第815号

千葉県松戸市五香5丁目2番地の5

破産者 丸山 浩司

- 1 決定年月日 令和6年2月26日
- 2 主文 本件破産手を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和5年(フ)第816号

千葉県松戸市六実6丁目28番地の11

破産者 近藤 誠

- 1 決定年月日 令和6年2月26日
- 2 主文 本件破産手を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和5年(フ)第838号

千葉県松戸市新松戸1丁目14番地の3 ア
ネックス新松戸101号

破産者 平野 政人

- 1 決定年月日 令和6年2月26日
- 2 主文 本件破産手を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和5年(フ)第853号

千葉県松戸市新松戸3丁目140番地 メゾン
梅沢303号

破産者 阿部 翔太

- 1 決定年月日 令和6年2月26日
- 2 主文 本件破産手を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和4年(フ)第6421号

東京都渋谷区本町4-22-10-214、住民票
上の住所東京都港区赤坂4丁目14-14-3807

破産者 田村 文洋

- 1 決定年月日 令和6年2月26日
- 2 主文 本件破産手を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和5年(フ)第1600号

東京都千代田区一ツ橋1丁目1番1号

破産者 ベッツベスト少額短期保険株式会社

- 1 決定年月日 令和6年2月26日
- 2 主文 本件破産手を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和5年(フ)第338号

神奈川県藤沢市亀井野860番地の1

破産者 合同会社D&H

- 1 決定年月日 令和6年2月26日
- 2 主文 本件破産手を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第3民事部

令和5年(フ)第3190号

大阪府枚方市伊加賀西町8番53号

破産者 株式会社結

- 1 決定年月日 令和6年2月26日
- 2 主文 本件破産手を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第6民事部

令和5年(フ)第4870号

大阪府中央区南本町2丁目4番3号丸全ビル
203

破産者 株式会社セブン

- 1 決定年月日 令和6年2月26日
- 2 主文 本件破産手を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第6民事部

令和5年(フ)第4952号

大阪府住之江区粉浜3丁目8番4号

破産者 合同会社AMプランニング

- 1 決定年月日 令和6年2月26日
- 2 主文 本件破産手を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第6民事部

令和4年(フ)第232号

大阪府泉佐野市高松東1丁目10番37号

破産者 株式会社せんしゅう

- 1 決定年月日 令和6年2月26日
- 2 主文 本件破産手を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和5年(フ)第423号

大阪府泉南郡熊取町大久保南1丁目1726番地
の1

破産者 合同会社Big east

- 1 決定年月日 令和6年2月26日
- 2 主文 本件破産手を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係